

女性の人権

筑波大学人社系（法学）

本澤巳代子

1. 固定された性役割からの解放

(1) 労働

総合職と一般職の区別→転勤と家族生活

ワークライフバランス→常態化する長時間労働→子どもの利益

育児休業・介護休業取得率の男女格差→女性管理職割合の低さ

非正規雇用と女性の貧困

(2) 家族

選択的夫婦別姓→女性の社会進出→氏の変更による社会的コスト

婚姻中の夫婦の役割分担→離婚後の母子家庭の貧困

DV別居→別居中に生まれた子どもの父子関係→子どもの利益

人工授精・受精と代理母

(3) 社会保障と税

配偶者控除

第3号被保険者→保険料→保険給付

2. 暴力からの解放

(1) DV、ストーカー

(2) 少女ポルノ・少女売買春

(3) 職場でのセクハラ、パワハラ

(4) 性暴力と性被害